

令和 2 年度

稚内市地域公共交通活性化協議会補助事業成果報告書

稚内市地域公共交通活性化協議会

《令和2年度 実施事業》

1. 会議の開催

■第1回稚内市地域公共交通活性化協議会 令和2年7月14日（火）

(1) 報告事項

- ① 令和元年度事業報告
- ② 令和元年度決算報告
- ③ 令和元年度監査報告
- ④ 地域公共交通確保改善事業に係る事業評価(自己評価)に対する二次評価結果について

(2) 協議事項

- ①令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ②生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備)(案)について

(3) その他

- ・公共交通事業者の新型コロナウイルス感染症への感染予防対策について

■第2回稚内市地域公共交通活性化協議会「書面会議」 令和2年12月25日（水）

(1) 協議事項

- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価【案】について
- ①地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
- ②平成30年度公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

■第3回稚内市地域公共交通活性化協議会 令和3年3月25日（木）

(1) 報告事項

- ・令和2年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業について（経過報告）

(2) 協議事項

- ①令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- ②令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会予算（案）について
- ③生活交通改善事業計画「バリアフリー化設備等整備」（案）について

2. 主な取組み

- ①「天北地区・恵北・増幌地区」乗合タクシーについて
- ②新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通の現状把握と取組みの検討について

■天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシーの運行概要

●運行時刻

稚内市内方面行		
対象地区	⇒	駅前ターミナル
7:00※	⇒	8:10
8:45	⇒	10:15
11:15	⇒	12:45
13:00	⇒	14:30
16:00	⇒	17:30

天北地区、恵北・増幌地区行		
駅前ターミナル	⇒	対象地区
10:00	⇒	11:30
14:00	⇒	15:30
16:30	⇒	18:00
19:30	⇒	21:00

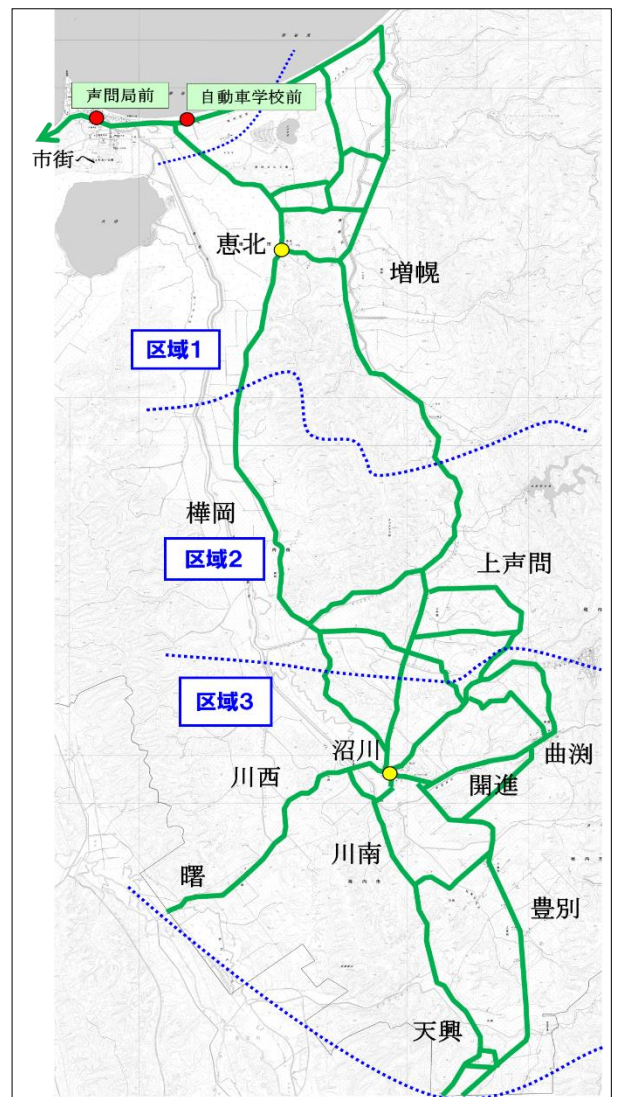
※7:00 は通学生対応で2台体制。《旧曲渚線バスルート運行便（自宅への迎えなし：駅前T終点）、増幌・恵北・上声問地区送迎ルート運行便（学生限定：栄2終点）》

- ・予約締切時刻は、市内行が出発時刻の1時間前、天北方面行が出発時刻の30分前。

●市内での乗降場所・利用料金

《自宅と市内間》

乗降場所	区域	恵北 ・ 増幌	上声問 ・ 樺岡	沼川・川西 曙・川南 開進・豊別 天興・曲渚
	《区域1》	《区域2》	《区域3》	
①自動車学校前 ②声問局前 ③はまなす団地 ④潮見5ターミナル	200円	400円	500円	
⑤潮見3(森の風前) ⑥萩見2(郵便局前) ⑦栄2(稚内高校下) ⑧禎心会病院前 ⑨潮見1(国道40号) ⑩大黒4(国道40号) ⑪南駅前(国道40号)	300円	500円	600円	
⑫港2(国道40号) ⑬中央5(国道40号) ⑭中央4(市立病院前) ⑮稚内郵便局前 ⑯稚内駅前ターミナル	400円	600円	700円	



●区域内（天北地区、恵北・増幌地区利用料金）

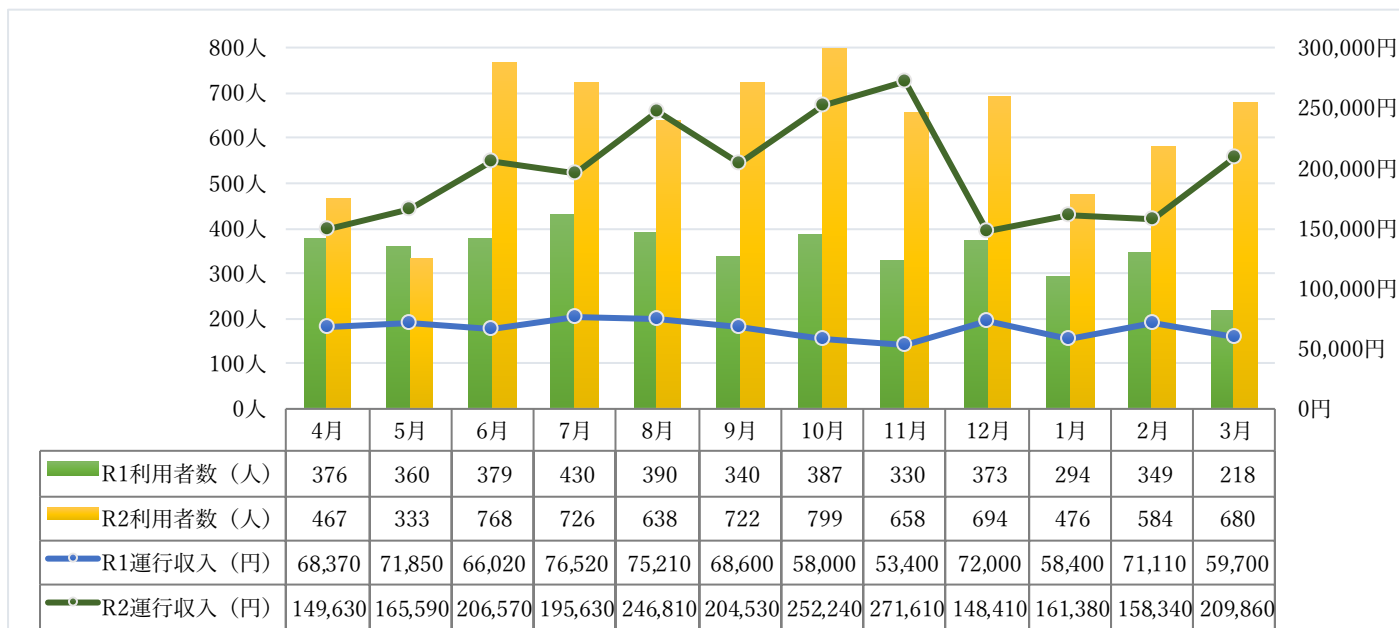
対象地区	区域1	区域2	区域3
乗降場所			
恵北地区各バス停	100円	200円	300円
増幌地区各バス停	200円	100円	200円
沼川・曲渚地区各バス停	300円	200円	100円

※乗降は旧曲渚線バス停とする。

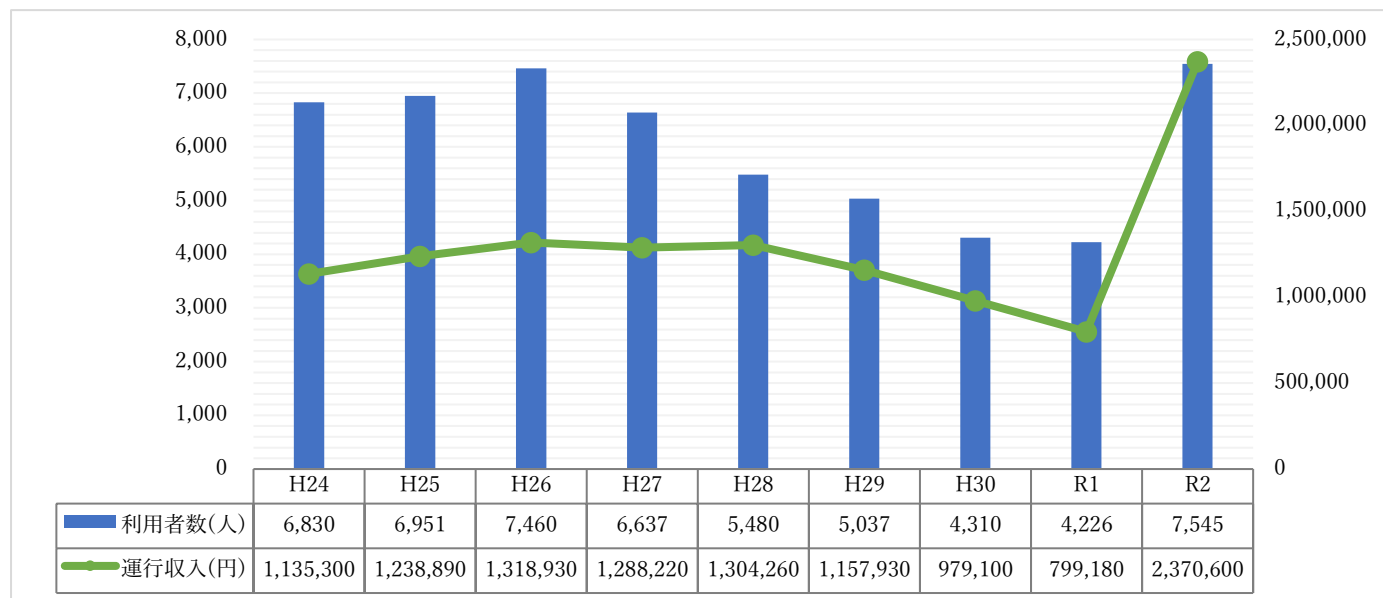
- ・小学生及び身障者手帳所有者は半額、高齢者バス乗車証所有者は100円。幼児は無料とするが複数名乗車の場合はバス乗車時の規定に準ずる。
- ・11枚綴りの乗合タクシー専用の回数券及び定期券を用意。

「天北地区、恵北・増幌地区」乗合タクシーについて

■利用実績（令和元年及び令和2年度実績）



■年間利用実績・運行収入の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
月平均利用者	569.1人	579.2人	621.6人	553.0人	456.6人	437.0人	359.1人	352.1人	628.7人

新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通の現状把握と取組みの検討について

(1)現状把握と取組みの検討について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛や学校の休校など、本市の公共交通機関は大きな影響を受けており、その状況把握に努めた。

各交通事業者は、運行体制等を調整する中で、感染防止対策を実施し、安心・安全な移動環境の維持に努めており、コロナ禍における交通ネットワークの確保が喫緊の課題となっており、取組の検討を進める。

(2)稚内市地域公共交通活性化支援事業について

市民生活を守る交通事業者を支えるための施策の検討を重ね、新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した状況において、事業の継続と地域経済活動の推進に向けて『地域公共交通活性化支援給付金』及び『地域公共感染拡大防止対策補助金』が稚内市により創設され、安心・安全な移動環境を確保に必要な支援が行われた。

①地域公共交通活性化支援給付金

■目的：新型コロナウイルスの影響を受けている公共交通事業者に対して、交通サービスの維持・確保など事業の継続に向けた支援を行う。

【給付額(1)+(2)】

(1) 基本支給額【30万円】

(2) 保有数×基準額※

※基準額 ・定期路線バス・貸切バス・・・2万円
・定期旅客船舶・・・40万円
・ハイヤー・タクシー・・・1万円

②地域公共交通感染拡大防止対策補助金

■目的：「北海道スタイル」を実践するための感染拡大防止対策等の環境整備にかかる経費の補助を行う。

(1) 補助率 10/10

(2) 限度額

・定期路線バス・貸切バス・・・500万円
・定期旅客船舶・・・500万円
・タクシー・・・100万円